

平成 25 年 4 月から 短期給付の **附加給付** が変わります

組合員のみなさまの掛金と道府県の負担金を財源として、組合員とその被扶養者の病気、出産、休業、災害などに対して、法律で定められた法定給付と共済組合独自の附加給付を行っています。

当組合の短期経理財政の厳しい状況を踏まえるとともに、民間企業の健康保険組合においては財政が逼迫していること等を理由に附加給付水準を引き下げている状況にあることから、当組合の附加給付の水準もこれと均衡する水準に見直すことといたしました。

すべての組合員に関する見直し

次の附加給付が **平成 25 年 4 月 1 日から廃止** となります。

◆災害見舞金附加金 ◆入院附加金 ◆結婚手当金

平成 25 年 3 月 31 日(※)までの間に給付事由が生じたときは、その給付事由が生じた日の翌日から 2 年間は当該附加給付の請求を行うことができます。

※ 入院附加金については、引き続き 7 日以上入院した場合に支給される附加給付であるため、平成 25 年 3 月 25 日までに入院し支給要件に該当する場合に支給の対象となります。

一部の組合員に関する見直し

医療費に係る一部負担金払戻金等(家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金を含む)について、**給料月額 424,000 円(特別職にあつては 530,000 円)以上の組合員及びその被扶養者(※)**は、**平成 25 年 4 月診療分から**基礎控除額が段階的に引き上がります。

区分	現行	平成 25 年 4 月～	平成 26 年 4 月～	平成 27 年 4 月～
一部負担金払戻金等	25,000 円	30,000 円	40,000 円	50,000 円
合算高額療養費附加金	50,000 円	60,000 円	80,000 円	100,000 円

※ 給料月額 424,000 円(特別職にあつては 530,000 円)未満の組合員及びその被扶養者は、平成 25 年 4 月診療分以降も**現行のまま**です。

- **一部負担金払戻金**とは、組合員本人が、ひと月に同一の医療機関等に対して支払った医療費の自己負担額(原則として 3 割)が、基礎控除額を上回った場合、上回った部分を組合員に払い戻す制度のことです(被扶養者の場合は家族療養費附加金又は家族訪問看護療養費附加金が生給されます)。
- **合算高額療養費附加金**とは、組合員又はその被扶養者が同一の月に複数の医療機関等に対して支払った医療費を合算して高額療養費が生給される場合に、基礎控除額を上回る部分について給付される一部負担金払戻金等のことです。

ご不明な点等ございましたら、当組合(各支部)の短期給付担当者までお問い合わせください。